

図3 市有財産の状況 (令和2年3月31日現在)

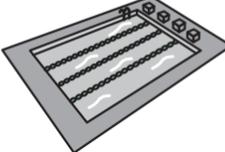
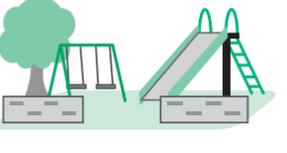
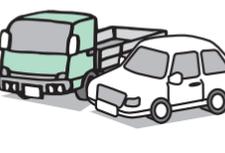
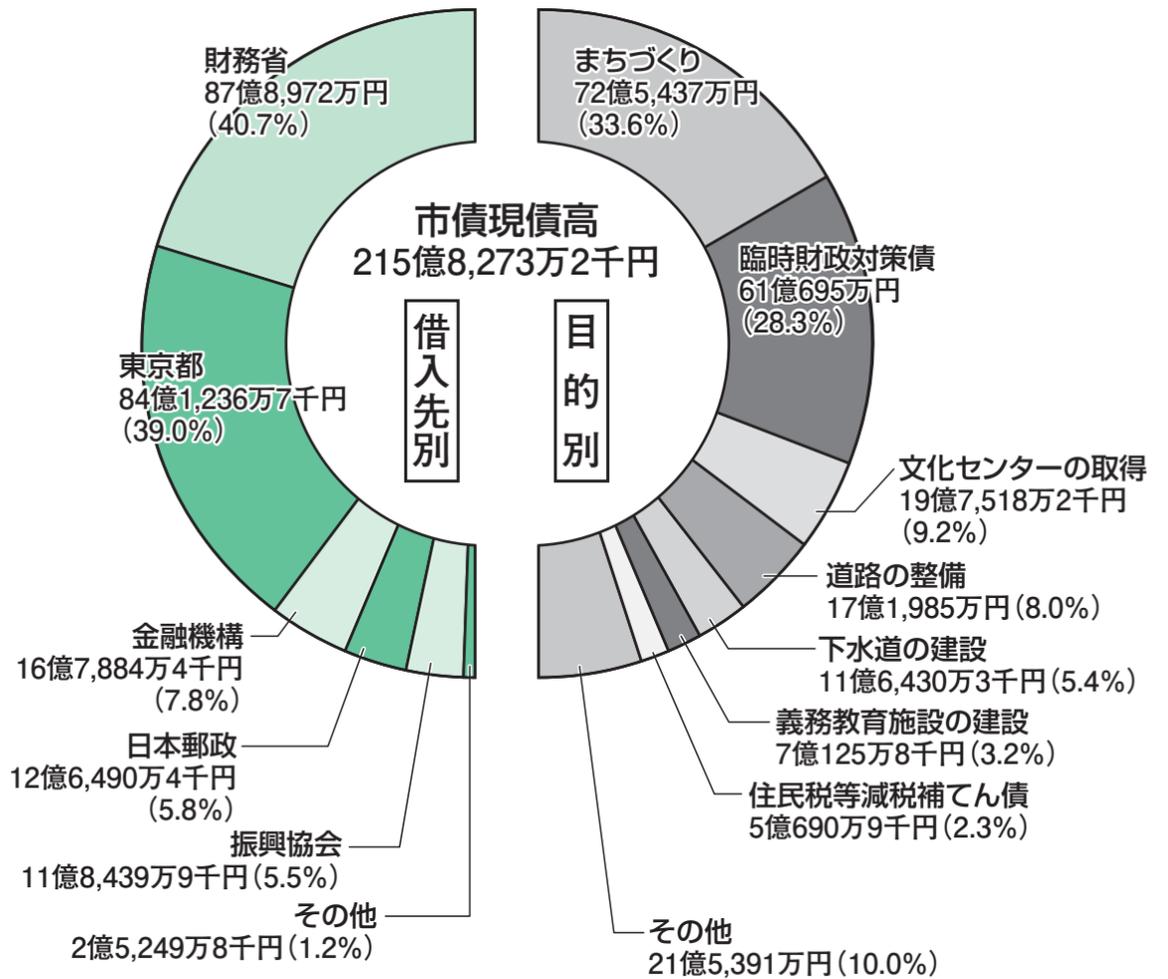
建物  庁舎、学校などの建物 (167,308.03㎡) 273億1,701万1千円	土地  庁舎、学校などの敷地 (348,327.82㎡) 522億5,984万8千円
有価証券その他権利  株券、地上権など 5,418万4千円	構築物  学校のプールなど 5億4,105万9千円
基金  環境基金、みどり公園基金など 110億2,010万8千円	物品  自動車など備品 17億2,252万円

図2 市債の内訳 (令和2年3月31日現在)



固定資産税の減額制度

【耐震改修工事に伴う減額】

一定の要件を満たす耐震改修工事を行った既存住宅の翌年度分(通行障害既存耐震不適格建築物であった場合は、改修後2年度分)の固定資産税(家屋分)を申告により、2分の1(長期優良住宅は3分の2)減額します。

【省エネ改修工事に伴う減額】

一定の要件を満たすバリアフリー改修工事を行った既存住宅の翌年度分の固定資産税(家屋分)を申告により、3分の1減額します。

【省エネ改修工事に伴う減額】

一定の要件を満たす省エネ改修工事(熱損失防止改修工事)をした住宅の翌年度分の固定資産税(家屋分)を申告により、3分の1(長期優良住宅は3分の2)減額します。

【申告期限原則改修工事後3か月以内

■申告期限原則改修工事後3か月以内

【長期優良住宅建築に伴う減額】

一定の要件を満たす長期優良住宅認定を受けた新築住宅について、申告により5年度分(建築確認申請書

で3階建て以上の中高層耐火、準耐火住宅と確認できるものは7年度分)の固定資産税(家屋分)を減額します。

【申告期限新築した年の翌年の1月31日まで

■申告期限新築した年の翌年の1月31日まで

【市役所第二庁舎3階、市ホームページ

■申告書配布場所所資産税課の減額措置と同時に適用はできません(バリアフリー改修工事と省エネ改修工事は、同時に適用できません)

【その他の住宅改修を支援する制度】

▽木造住宅耐震改修助成金
▽まちづくり推進課住宅係 (☎042-387-9861)
▽重度の下肢・体幹機能障がい等がある方への住宅設備改善支援(自立生活支援課相談支援係 (☎042-387-9841))

【自立支援のための住宅改修】

▽介護福祉課高齢福祉係 (☎042-387-9843)
▽介護保険制度の住宅改修(介護福祉課介護保険係 (☎042-387-9822))

みんなのひろば

男女平等社会をめざして

6月23日～29日は男女共同参画週間

内閣府男女共同参画推進本部では、男女共同参画社会基本法の公布・施行日(平成11年6月23日)にちなみ、毎年6月23日～29日に「男女共同参画週間」を実施しています。本年度は、「そっか。いい人生は、いい時間の使い方なんだ。」「ワーク・ライフ・バランス」という2つのキャッチフレーズのもと、男女共同参画社会の実現に向けた各種広報啓発活動を実施します。詳細は、内閣府男女共同参画局ホームページ (<http://www.gender.go.jp/>)をご覧ください。

生きがいや心の豊かさを感じられる多様な生き方を実現するために、次の項目を意識してみよう。

【働き方の見直し】
▽ライフステージや生活環境、自らの人生観に合った快適な働き方をしている

【家庭生活の充実】
▽男女がともに家事・育児・介護を協力し、家族との時間が充実している

【地域のつながりや市民活動等への参加】
▽ボランティア等の地域活動に参加し、充実した時間を過ごしている

【地域のつながりや市民活動等への参加】
▽地域との信頼関係を構築し、暮らしが充実している

【自己実現のため、自己啓発を図っている】
▽年齢や状況に応じた体調管理をしている

【心身の健康・休養】
▽食事や運動、睡眠に気を付けて、気分転換し、気持ちがあらかに過ごせている

DVとは
夫婦や恋人など親密な関係にある人(またはあった人)への暴力のことです。どんなに親しい間柄であっても、許されません。ひとりで悩まず、ご相談ください。

◆共通◆
企画政策課男女共同参画室 (☎042-387-9805)